

令和2年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年12月24日(木) 13:30~16:00

2. 開催場所

シンクタンク庁舎 2-1会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 10名

4. 議事事項

議第7号 会長及び会長職務代理者の選出について

議第8号 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部変更について

議第9号 令和3年の増殖指示数量に関する方針について

議第10号 令和2年放流実績及び令和3年増殖指示数量について

議第11号 コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に係る委員会指示について

議題12号 ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について

5. 議事の経過

別添のとおり

## 会 議 録

発 言 者	発言内容
<b>開会</b>	
事務局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
<b>【議第7号】 会長及び会長職務代理者の選任について</b>	
事務局	委員の任期満了に伴い新たに委員を選任した最初の委員会である。 会長及び会長職務代理者について、推薦いただきたい。
委員	会長に酒向委員、会長職務代理者に西脇委員を推薦する。
会長を酒向委員、会長職務代理者は西脇委員とすることで可決された。	
会長	議事録署名者を依頼。
<b>【議第8号】 岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部変更について</b>	
事務局	令和2年12月1日に漁業法が改正されたことに伴い、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部改正する。 第4条の「ただし、会長を互選することができないときは、岐阜県知事が漁業法第85条第1項2号の委員の中からこれを選任とする」を、「ただし、会長を互選することができないときは、岐阜県知事が漁業法第172条第2項の委員の中からこれを選任とする」とするものである。
岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定の一部変更について認めることを可決。	
<b>【議第9号】 令和3年の増殖指示数量に関する方針について</b>	
<b>【議第10号】 令和2年放流実績及び令和3年増殖指示数量について</b>	
事務局	議第9号と議第10号は密接に関わることから一括審議とした。 令和3年増殖指示数量については、新型コロナウイルス及び7月豪雨の影響により、遊漁料収入が県全体で12%減少する見込みであり、令和2年の放流経費が不足すること、令和3年においても新型コロナウイルスの影響を見通せないことから、令和3年増殖指示数量の減免方針を3案提案。 なお、各漁協が状況に応じて漁業権魚種を最大限増殖できるように、増殖指示数量を減量した場合においても、増殖指示数量以上の増殖を行うことを妨げないこととする。 <b>【減免方針】</b> ① 減免要望のあった漁協ごとに、令和3年基準増殖指示数量に遊漁料

	<p>収入の対前年割合を乗じた値を令和3年増殖指示数量の下限とし、減免要望に応じて令和3年増殖指示数量とする。</p> <p>② 令和3年基準増殖指示数量に、県下全体の遊漁料収入の対前年割合(88%)を乗じた値を令和3年増殖指示数量とする。</p> <p>③ 令和3年基準増殖指示数量に、県下全体の遊漁料収入の対前年割合(88%)を乗じた値を令和3年増殖指示数量にすることに加えて、減免要望のあった漁協のうち12%以上遊漁収入が減少した漁協については、令和3年基準増殖指示数量に遊漁料収入の対前年割合を乗じた値を令和3年増殖指示数量の下限とし、減免要望に応じた増殖指示数量とする。</p>
委員	7月豪雨の影響やコロナウイルスの影響による遊漁者減により、遊漁料収入や鮎の販売額が大幅に減少した漁協がある。③案を支持する。
委員	3年間赤字が続き、今年こそはと思っていたところにコロナウイルスの影響があり困っている漁協がある。漁協により状況が異なるので、③案を支持する。
委員	今年11トンの放流を予定していたが、コロナウイルスや豪雨により、放流量を減らした。結果として収支は黒字であったが、来年どうなるかわからない。方針として、指示数量以上の放流も妨げないとのことであるので、③案で進め状況に応じて放流していくのがよいと思う。
委員	指示数量を下げることで、漁業資源の減少が起きないか心配である。漁業資源を増やす対策が必要。
事務局	漁業資源を守るように県が対策を考えているところである。
<p>議第9号 令和3年増殖指示数量の減免方針については③案とすることを可決。</p> <p>議第10号 議第9号で承認された減免方針(③案)に基づいた令和3年増殖指示数量とすることを可決。</p>	
<b>【議第11号】コイヘルペスウイルス病蔓延防止対策に係る委員会指示について</b>	
事務局	本委員会が指示している「コイヘルペスウイルス病の蔓延防止のための指示」の指示期間満了に伴い、再指示をするもの。
委員	県内河川はすべてKHV陽性なのか。
事務局	河川でKHVが確認されれば、魚が移動できる範囲はすべて既発生水域として整理している。堰堤がある場合等は、そこより上流は未発生水域となるため、県内の河川すべてがKHV陽性ということではない。
原案のとおり可決された。	

**【指示内容】**

(1) 持出しの禁止

公共水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっているかその疑いがある場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共水面の水系からコイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。ただし、同一水系であっても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

令和3年1月1日から令和4年12月31日まで

三 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲

- (1) 揖斐川水系及びこれに接続する水路・ため池（徳山ダム及び一ノ瀬ダムから上流の水域を除く。）
- (2) 長良川水系及びこれに接続する水路・ため池（阿多木ダムから上流の水域を除く。）
- (3) 木曾川水系及びこれに接続する水路・ため池（佐見川、岩屋ダムから上流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛騨川及びこれらの支流を除く。）
- (4) 土岐川水系及びこれに接続する水路・ため池
- (5) 神通川水系宮川及びこれに接続する水路・ため池（下小鳥ダムから上流の小鳥川及びその支流を除く。）
- (6) 庄川水系及びこれに接続する水路・ため池（鳩谷ダムから上流の庄川及びその支流を除く。）
- (7) 石徹白川及びこれに接続する水路・ため池

**【議第12号】ニホンウナギ資源の保護に係る委員会指示について**

事務局	本委員会が指示している下りウナギ保護を内容とする「ニホンウナギ資源の保護を図るための指示」の指示期間満了に伴い、再指示をするもの。
-----	---

<p>原案のとおり可決された。</p> <p><b>【指示内容】</b></p> <p>公共水面において令和3年10月1日から令和4年3月31日まで及び同年10月1日から令和5年3月31日の間は、全長30センチメートルを超えるニホンウナギを採捕してはならない。ただし、岐阜県漁業調整規則（岐阜県規則第110号）第44条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く</p>	
<p><b>【その他】</b></p>	
事務局	<p>○議案作成に係る事前調査について</p> <p>今回の増殖指示数量（案）のように、重要な案件については、議案作成前に各漁協の意見を聴取したい旨説明。</p> <p>○事務規定の一部変更について</p> <p>議題に関係する漁協が希望する場合には参考人として、内水面漁場管理委員会で発言、意見を言う場を設けたい旨説明。</p> <p>委員の了承を得られれば次回の内水面漁場管理委員会において、事務規定の一部変更を議案として上程したい旨説明。</p>
委員	<p>飛騨地域の委員がないのはなぜか</p>
事務局	<p>従前どおり、県下最大の漁業者団体である岐阜県漁業協同組合連合会に推薦依頼し、推薦のあった方を委員として任命した。</p>
委員	<p>飛騨地域の漁協に不利にならないか。</p>
事務局	<p>内水面漁場管理委員会の審議は公正・公平が原則であり、実際、今回の指示数量についても地域による差はない。今までも一度として不公平な議案審議はなかったはずである。</p>
委員	<p>委員会の審議の内容は公開なのか。</p>
事務局	<p>委員会は公開であるため、委員会を傍聴することができる。</p> <p>ただ、傍聴人は発言ができないので、今回、自分たちに関係のある議案について参考人という形で、発言する機会を与えるルール作りをしたく提案した次第である。</p>
委員	<p>現在漁業者代表が6名であるが、その定数を変更することはできるのか。</p>
事務局	<p>漁業者代表は従前から6名。委員会では、漁業だけではなく遊漁者の権利や水産資源の保護など多面的観点により審議いただく必要がある。そのため、委員のバランスが重要であり、ひとつの分野の代表が過半数にならないようになっていると思われる。</p>

議題に関する漁協が希望する場合には参考人として意見を述べられるように事務規定の一部を変更することとし、次回委員会で事務規定の変更を議題とすることを決定。

**閉会**

事務局	会長が挨拶し、閉会を宣言。
-----	---------------